

ハラスメント等の防止に向けての取り組み

ハラスメント等を防止するために

本学は、ハラスメント等の周知・啓発、防止等に努め、ハラスメント等の行為者に対しては、厳正に対処します。みなさんもお互いの人権・人格を尊重しあい、ハラスメント等を差別、人権侵害として認識し、防止することに努めましょう。

ハラスメント等とは？

ハラスメント等とは、各種ハラスメント及び性暴力のことを指します。具体的には以下のものが該当します。

・セクシュアル・ハラスメント

性的な言動によって相手方の意に反して、不快感や身体的、精神的苦痛を生じさせること

例えば… 性的な冗談やからかい、性的な関係を強要すること

・アカデミック・ハラスメント

優位な立場を利用して、教育研究や学業の妨害にいたる不適切な言動や差別的な待遇を行うこと

例えば… 教育や指導の放棄、就職や進学への妨害

・パワー・ハラスメント

職務上の優位性を背景とした業務の適正な範囲を超えた言動により、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させること

例えば… 人格を否定するような言動、業務の目的を大きく逸脱した言動

・妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護に関する制度の利用に関する言動等により従業者の就業環境を害すること

例えば… 制度利用の妨害・嫌がらせ、解雇等の不利益な取扱いの示唆

・その他のハラスメント

上記以外にもハラスメントの定義に当てはまる言動のこと

例えば… レイシャル・ハラスメント（人種・民族・国籍を理由とした差別）

・性暴力

理由及び相手との関係性を問わず、同意のない性的な行為を強要する行為のこと

例えば… わいせつな行為をすること又はさせること

いずれの言動等も行為者がどう思っているのかは関係なく、同様の状況で当該言動を受けた際に、平均的な人の感じ方を基準として、相手方が不快な感情を抱いた場合はハラスメントに該当します。

ハラスメント等で困ったときは？

ハラスメント等かどうか一人で悩む前にハラスメント等相談窓口にご相談の連絡を入れましょう。相談窓口の担当者がハラスメント等相談員を紹介します。速やかに相談することがハラスメント等の悩みを解決する近道になります。

また、ハラスメント等で困っている人を見かけた場合は、当事者間の個人的な問題として片付けずに、相談窓口にご相談することを勧めましょう。

ハラスメント等相談窓口

○学生 の 相 談 窓 口 ： 各キャンパスのキャンパス相談室

○教職員の相談窓口 ： 人事課（ハラスメント等担当）